

近畿中国森林管理局樹木採取権制度説明会 質問に対する回答  
 開催日時：令和3年8月24日（火）

質問番号	資料番号	頁	項目	質問内容	回答
1	1	11	木材の安定的な取引関係の確立	木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書は、申請者において川中事業者から川下事業者まで、全ての協定書を締結する必要があるのか。	協定については一定量、川中事業者を通じて川下事業者まで締結する必要がありますが、申請者と川中事業者、川中事業者と川下事業者など、協定自体は分かれていても問題ありません。
2	1	11	木材の安定的な取引関係の確立	協定における予定数量が変わった場合の制約はあるか。	申請書に実績と5年後の目標を記入いただきますので、期間中は安定取引協定に基づく取引目標の達成に向けて進めていただくこととなります。実際には事業を進める中で取引状況を報告していただき、相談をいただきながら取引状況に応じて対応していくこととなります。
3	2	「別紙3」	近畿中国1新見樹木採取区森林資源等状況一覧表	実際の採取は採取可能面積を超えることはできないのか。	採取可能面積は、権利設定料の算定及び採取面積の規整に用いられる面積であり、採取面積の上限を表すものではありません。施業計画の検討に当たっては、採取可能面積を用いて算出された5年間の上限伐採面積を超えないように計画していただく必要があります。
4	2	「別紙3」	近畿中国1新見樹木採取区森林資源等状況一覧表	1伐区当たりの上限面積について、採取権者が区域測量を行うことにより面積の妥当性を検証する必要があるのか。	樹木採取権者が現地確認をした上で国と調整し、通常であれば国が収穫調査を実施して面積が確定することとなります。事前に樹木採取権者に面積の確定のための作業（測量等）をしていただくということはありません。
5	1	—	樹木採取権制度について	来年度以降の新たな樹木採取区指定等の計画如何。	樹木採取区は、全国10箇所でパイロット的な取組として指定及び公募を行うこととしており、樹木採取区の更なる指定については、これを運用して検証を行った上で判断することとしています。
6	1	20	植栽等	申請者は、植栽に要する費用を想定しておく必要があると考えるが、費用面を検討するにあたっての基準等の設定があるのか。	植栽については、樹木採取権制度の運用協定・実施契約とは別に、樹木採取権者と随意契約により造林事業請負契約を締結することで国が責任をもって植栽を行うこととしており、国の費用で植林を行うこととなります。樹木採取権者（＝植栽の実施者）が費用を負担することはありません。

7	1	7	樹木採取権者の選定 ・評価項目（例）	評価項目において、本樹木採取区ならでの注目点、又は独自の項目、加算点などがあれば教えてほしい。	現時点では標準例として示しているとおりでありますが、作業員の地元雇用、地域での雇用の増大など地域における産業の振興への寄与の程度、さらに林業経営の改善に関する事項として、事業体としての生産性向上、生産量の増加などの項目を設定しているほか、雇用管理の改善として、作業員の雇用形態、ワークライフバランスなどの項目も加えています。
8	2	「別紙4」	近畿中国1新見樹木採取区林道等の状況一覧表	林道等状況一覧表に記載されている路肩決壊箇所等は、樹木採取権者が修理する必要があるのか。	林道等（作業道を除く）の路肩決壊箇所等については、基本的に国が修繕いたします。なお、長期にわたる樹木採取権の中で、採取計画との整合、予算付けなどが必要なことから、樹木採取権者との調整の上で対応することになります。
9	—	—	その他	樹木採取区において、採取予定箇所として選択した伐区が豪雨等で被災した場合、対象区域を変更することはできるのか。	伐区の変更は、事業計画の変更手続きにより可能です。
10	—	—	その他	（更問） また、被災を受けて、その区域に係る樹木採取権を放棄することは可能か。	樹木採取権の一部放棄は可能となっており、被災箇所に係る権利を放棄することは制度上可能です。
11	—	—	その他	（更問） 放棄した場合、納入済の費用はどうなるのか。	災害等やむを得ない理由であれば、当該箇所の樹木料を返還し、権利設定料もその部分を返還します。